

契 約 書 (案)

買受人徳島県（以下「甲」という。）と納入者〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、二酸化炭素包み込み燻蒸バッグの購入について、次のとおり契約を締結する。

（売買の目的及び目的となる物品等）

第1条 売買の目的及び目的となる物品等（以下「目的物品等」という。）は、次のとおりとする。

（1）売買の目的 二酸化炭素包み込み燻蒸バッグの購入

（2）目的物品等 別添「仕様書」のとおり

（契約金額）

第2条 契約金額は、金〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額金〇〇〇〇円）とする。

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は、免除とする。

（納入期限等）

第4条 乙は、仕様書の納入期限までに、目的物品等を納入場所に納入し、直ちに納品書をもってこの旨を甲に通知するものとする。

（検査）

第5条 甲は、物品の納入を受けたときは、速やかに、乙の係員の立会いの上物品の検査を行い、検査に合格したときは、目的物品等の引渡しを受けるものとする。

2 乙は、前項の検査の結果不良品があるときは、当該不良品を遅滞なく引き取り、甲の指定する日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。

（契約不適合責任）

第6条 目的物品等について前条の検査終了後、甲において種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない状態があること（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、甲は速やかに乙に通知しなければならない。

2 前項の場合において、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときを除き、乙は通知を受領後甲の指定する期日までにこれを契約に適合する物品に交換しなければならない。

3 前項の場合において、乙が交換に応じる期間は、前条の検査終了後1年間とする。

(危険負担)

第7条 目的物品等の引渡し完了前に生じた損害は、全て乙の負担とし、甲はこの契約を解除することができる。

(履行の遅延)

第8条 乙の責めに帰する事由により目的物品等を納入期限までに納入しない場合において、納入期限後相当の期間内に納入する見込みがあると認めたときは、遅延利息を徴収して納入期限を延期することができる。この場合の遅延利息は、納入期限の翌日から納入の日までの遅延日数に応じ、契約金額につき年5パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。ただし、甲は、算出した遅延利息の額が100円未満であるときは、これを徴しないことができる。

(権利義務の譲渡等)

第9条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し、一括して委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

(契約解除)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が第4条に定める納入期限又は第5条第2項若しくは第6条の指定期日までに契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 乙から契約解除の申出があったとき。
- (3) 乙又はその代理人がこの契約に違反したとき。
- (4) 乙が地方自治法施行令第167条の4第2項各号の一に掲げる者に該当することとなったとき。
- (5) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとし、なお、甲に損害があるときは、乙に賠償を請求することができる。

3 前項において、契約保証金の納付がなく、又はその金額が契約金額の100分の10に満たないときは、甲は、乙に相当額又は不足額を請求することができる。

4 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害を、甲に請求できないものとする。

(代金の支払)

第11条 甲は、検査が完了し契約物件を受領した後、乙から適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に乙に代金を支払うものとする。

(費用の負担)

第12条 この契約の締結に要する費用及び目的物品等納入に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第13条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 徳島県

徳島県立二十一世紀館長 藤井 博

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇